

## 【声明】大飯・高浜原発差し止め仮処分訴訟—希望の持てる裁判所の表明

2015年3月11日 緑の党共同代表 長谷川羽衣子、松本なみほ

関西圏に居住する私たち（長谷川羽衣子・松本なみほ）も申し立てに参加し、笠原一浩・元運営委員が弁護団員になっている、大飯・高浜原発差し止め仮処分訴訟の第2回審尋が本日举行されました。樋口裁判長は高浜原発について「機は熟している」と表明、3月中にも高浜原発の差し止め仮処分の決定が成される可能性が出て来ました。

奇しくも福島原発事故から4年となる2015年3月11日に、裁判所がこのような表明をしたことに原告団と弁護団、そして支援者は大きな希望を抱いています。

また裁判長は免震事務棟が現在、既に完成しているのかをどうかを確認しました。もし東京電力・福島第一原発事故において、これが機能していなかったら、更に深刻な事態になっていたことが予想されます。関西電力側は渋々ながら「完成未定」を認めました。

裁判長は、大飯については5月20日に引き続き第3回審尋を行う一方、高浜については再稼働が迫っていることを受け、「決定は出します」と宣言しました。これに対して関西電力側は、原発訴訟史上はじめてこの審理を行う3人の裁判官を忌避しました。関西電力側が追い詰められていることの現れといえます。

もし高浜原発の差し止めの決定が出れば、関西電力側も高浜原発を動かすことはできなくなります。これは司法の力が原発を止めたという、歴史的な快挙であり、今後、原発再稼働を止める動きに大きな影響を与えることは疑いありません。

私たち緑の党は、これからも政治の場、そして市民運動の場など、様々な場で全ての原発の再稼働を止め、廃炉に向けて活動を続けます。そして、原発によって混乱させられてきた地域を、原発に依存することなく立て直すためにも全力を尽くしていきます。